

## 第 789 回神奈川海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 8 年 2 月 25 日 (水) 13 時 55 分から 15 時 00 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 5 階「第 5 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

- (1) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) 神奈川県資源管理方針の変更について (資料 2)
- (3) くろまぐろに関する令和 8 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について (資料 3)

#### 2 報告事項

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会の開催結果について (資料 4)
- (2) 定置・区画・共同漁業権に関する資源管理状況等について (資料 5)
- (3) くろまぐろ (小型魚) に関する令和 7 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 6)
- (4) 油いか、油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業制限に係る委員会指示の公報登載について (資料 7)
- (5) 宝石サンゴの採捕禁止に係る委員会指示の公報登載について (資料 7)

#### 3 その他

- (1) 令和 8 年 5 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[配布資料]

- ① 海生研ニュース 第 169 号

### 出席者

- ・委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、小澤 紳一郎、小山 雄輔、長塚 博久、  
福本 憲治、宮川 均、吉田 一博
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 平島 慶子
- ・事務局 原事務局長、広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・県水産課 小川担当課長、仲手川 GL、片山副技幹、村尾主事、芳山技師、  
加藤(研)技師、村岡技師

## 議 事

原事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様のお出席状況について御報告いたします。

本日は15名中12名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから、第789回の委員会を開会いたします。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、諮問事項が3件、報告事項5件と、その他となっております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

長塚委員、平島委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは長塚委員、平島委員、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

まず、諮問事項(1)「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制限並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 加藤技師

【資料1に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定いたします。

続いて諮問事項(2)「神奈川県資源管理方針の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 芳山技師

【資料2に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。

今、具体的な変更点の説明はありましたでしょうか。

水) 芳山技師

はい、具体的な変更点なのですが、具体的な記述の内容は新旧対照表を御覧いただきたく、資料2-1に変更する部分について記載がございます。

まず本文では、冒頭にあります本県の水産業の概況のデータについての必要

な時点修正を行うことと、その他漁業法の運用と記載に合わせて一部必要な修正をしている箇所がございます。

また、別紙1-2の「くろまぐろ（大型魚）」の部分について、水産流通適正化法と漁業法の改正に合わせて、従来水揚げした時の報告の期限が翌月の10日までとなっていたものが、水揚げから3日以内というふうに変更となっております。

議長

ありがとうございます。今の説明に御意見、御質問等あればよろしくお願ひします。

具体的にどこがどうなるのですとか、あまり説明がなかったような気がしたので。この資料を本日いただいたばかりで全部は目を通していませんので。

福本委員

何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

水) 芳山技師

あまり変わっていないということですね。

はい。運用上は大きな変更はございません。

強いて言えば、くろまぐろ大型魚の報告期限が短くなるということだけが、実際の漁業の現場で関係する変更かと思えます。

議長

はい、分かりました。

実質的にはあまり大きな変更はないということですが、御意見、質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定いたします。

続いて、諮問事項(3)「くろまぐろに関する令和8管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 芳山技師

【資料3に基づき説明】

議長

ありがとうございました。

配分の基本的な考え方というのは、昨年と変わっていないでしょうか。

水) 芳山技師

基本的な考え方は昨年と同様でして、大型魚に関しては配分する数量も令和7管理年度と同様です。

議長

ありがとうございます。

何かこの件に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

福本委員

よろしいでしょうか。

議長 はい、お願いします。

福本委員 「直近5年間の最大実績値」と書いてあるのですけれども、実績というのは何の実績でしょうか。

水) 芳山技師 TAC報告のあった実績を採用しております。

福本委員 例えば一日に何トンあって、それが9割獲れたですとか、そういうことでしょうか。

水) 芳山技師 ここでの実績というのは、実際に水揚げをして水産課に漁獲報告のあった数量そのものを採用しております。

小澤委員 逃がした分は反映されていないということでしょうか。

水) 芳山技師 放流したものについては反映しておりません。

福本委員 それが実績になるのですか。

水) 芳山技師 あくまで水揚げした漁獲数量が実績値ですので、放流したものについては水揚げされていないものというように認識しておりますので、今回では反映しておりません。

福本委員 ということは、これから先、伸ばす要素がないという意味なのではないかと思うのですけれども、どうなのですか。

水) 芳山技師 その部分については、基本的には漁獲実績が伸びる要素というのは漁獲枠の範囲の中でという話になってしまいますが、例えばこの先追加配分ですとか留保枠の解放といったところで、漁獲枠がひっ迫している管理区分に対して優先的に漁獲枠を配分するなどして、必要な知事管理区分への手当をすることで、ある程度は漁獲実績を伸ばす余地を設ける予定でおります。

福本委員 1期、2期、3期、4期と分けて、その度すぐ獲れるという話だと思うのですが、これは正確に分かれていないのではないかと思います。始まってすぐ、1か月も経たないうちにトン数の枠を超えてしまうわけですから、何の意味もない実績ではないかと思うのですけれども。3か月で一杯になるところが1個もないですから。

水) 芳山技師 要は小型魚について、四半期ごとの枠がすぐに埋まってしまって、先に入ったところだけが実績になってしまう。そういったことを御懸念ということでしょうか。

福本委員 いえ、TACの中の話だけでしたら、何の実績もなくTACの分しか獲れないではないですか。ですから、これから先、ずっとこのまま続いてしまうということは、何の変化もないということではないですか。

水) 芳山技師 この四半期ごとに漁獲枠が分かれていることについてなのですから、これはかつて、くろまぐろ小型魚が定置網に入る時期が場所によって違うという実態を踏まえて、各地域で漁獲できる機会を均等に振り分けるというような目

的でこのような管理方法になっておりました。

ですが近年、皆様も御承知のとおりくろまぐろ資源も増えていたり、海況の変化などがありまして、いつでもどこでも漁獲がされるというような状況で、なかなか漁獲枠の中でしか漁獲を増やす余地がない、漁獲枠の中で操業に不自由を強いているというような状況があるというように承知しております。この部分については水産課としても承知しておりまして、そもそも四半期ごとの枠区分というのは適切かどうかというような点も踏まえて、今見直しを検討しているところでございます。

正直、小型魚の漁獲枠については与えられた数量の中でやりくりするほかないので、管理の方法を変えるとといった部分で漁獲枠の効果的な運用について検証していこうと考えているところです。

福本委員

そういう話が分かる人たちがこれを読めば分かりますけれども、全然分からない人だと、「最大実績値」ということは「これだけしか獲れていない」ということだと判断するのではないのでしょうか。

水) 芳山技師

大型魚については最大実績値を採用しているのですが、小型魚については過去10年の平均値を採用しております。まず大型魚と小型魚の算定根拠が異なるというところは御留意ください。

それともう1つ、大型魚について最大実績値を採用ということなのですが、説明しましたとおり、かつて神奈川県が少なくてひっ迫していた状況で、漁獲枠が漁獲の実態とかけ離れている状況にあったということは承知しております。ただし、その中でも最大限実態に近い数量を採用したいというようなところで、大型魚に関しては最大実績値、限られた枠の中で目一杯獲れた量というものを漁獲枠に反映することで、実態と離れた漁獲枠が設定されていた頃の漁獲実態というものを、少しでも現在の漁獲枠配分に反映しようと工夫したところでございます。

福本委員

参考までに言いますけれども、今日の朝、定置に50トン。200キロのマグロが250本ですよ。それを全部放流したのです。250本なので50トンでは利がなかったと思うのですが、閉めていく間に途中で閉めるのを止めて、もう閉めきれないので途中で放しましたけれども、完全にこれは死んでしまうだろうなど。それくらい入っていました。50トンでは利がないぐらいのものをどうして逃がさなければいけないのだと、乗組員達からも苦情ですよ。この現状を報告しなくて、これからどういう意味があってこのTACを守っていくのだと。こういう声が結構多いのです。もうそれでは説明つかないですから。50トンのマグロですよ、300本では利がなかったでしょう。少なくとも250本以上はある。それがもう200キロ級ですから。

丁寧に網を放して逃がしましたがけれども、ほとんどがもう死んでしまうのではないかと思います。生きて出るようにはしましたけれども、もう揚げて向こうの網を沈めるなんて到底できないです。そんなことしたら全部死んでしまいますから。実際そういうことがありましたので、「最大実績」と、そういう言葉を使って良いのかと思いますけれども。

水) 芳山技師

実際の資源の状況、漁獲の実態に対して漁獲枠が合っていないというのは、神奈川県以外にも全国的に同じような状況にあると聞いておりまして、国の会議などでも各県からそういった意見は多く出ておりまして、神奈川県からも同様の意見を発言するなどして、国に意見するようにはしております。

もう御存知のことかとは思いますがけれども、くろまぐろの漁獲枠については国際会議で決められてしまっていて、限られた与えられた枠の中でなんとかやりくりするしかないというのが全国共通の課題となっております。そこで、できるだけ現状の資源状況、漁獲状況に見合った漁獲枠を獲得してもらうように国に働きかけていくということを、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思います。

福本委員

その言い方も分かりますけれども、平等に分かれているわけではなく、神奈川県が1番少ないわけではないですか。もう何年も経っているのにそれが変わらないというのもおかしいですし、これが全国平等に、平均に分けられているのであれば仕方がない話ですけれども、こうなった以上、平等ではないですし、何の意味もない話なのではないかと思うのですけれども。

水) 芳山技師

神奈川県の漁獲枠が1番少ないというような意見でしたけれども、一昨日の資源評価の結果で漁獲枠が改定された中で、特に大型魚を中心に、実際の漁獲実態に見合った漁獲枠を配分し直すというようなことになりました。その中で本県としましても、今大型魚の漁獲枠が著しく伸びていて、実態に漁獲枠の配分が合っていないということを嘆願するなどして働きかけた結果、かつて当初配分が6.6トンだったものが、昨年度から当初配分が、今年と同じですけれども28.6トンと4倍近い伸び率になっているところなのです。

このように、現状について丁寧に説明して、昨年度から大型魚の漁獲枠については比較的、少しかもしれないですけれども現状に近づいた漁獲枠を獲得することができました。なので、引き続き、今度は与えられた漁獲枠をきちんと消化して、漁獲実態、実績というものを数字で定量的に示すことによって、この先の資源評価後の漁獲枠の獲得に繋げて、実態に合った漁獲の獲得を目指していくつもりです。

福本委員

先ほどの国際的な話ということですがけれども、この配分を決めるのは水産庁、日本の話ではないのですか。

水) 芳山技師 各県への配分を決めるのは水産庁でして、大型魚に関しては漁獲動向が最近伸びているところ、そして元々漁獲枠が少ないけれども、ここ数年で著しく漁獲量が伸びているところに手厚く配分するというような方針で配分を受けまして、神奈川県は比較的その方針の恩恵にあずかった県ではないかと考えています。

福本委員 それ以上に獲れている実績があるのにその実績と違うわけではないですか、TACの中でやっているということは。

水) 芳山技師 今日50トン逃がしましたが、それではその50トン逃がした分の実績はどこに行ってしまうのですか。

水) 芳山技師 あくまでその実績となっているのは水揚げしたもので、放流するものは、なかなか定量化する術がないということですので。

福本委員 申し訳ないですけども、それでは水揚げすれば良かったのですか。量って捨てれば良かったのですか。

水) 芳山技師 それをしてしまいますと、漁獲枠を超過したということになってペナルティになってしまいますので、逆に漁獲枠を削減されることに繋がります。

福本委員 ですので、いずれ実績に合った漁獲枠を獲得していくためには、限られた枠の中で少しでも効率的に漁獲枠を消化して、漁獲枠の範囲内で最大限漁獲実績を上げていく、これを重ねていくことと考えております。

水) 芳山技師 1トンでも枠がある時には50トン獲っても良いわけですよね。

福本委員 駄目です。漁獲枠の範囲内で水揚げしていただく必要がございます。

水) 芳山技師 正確に、1トンの枠がある時には2トン獲って良いという話ではなかったのですか。

水) 芳山技師 そのような話はありません。あくまで漁獲枠の範囲の中で水揚げをしていただく必要がございます。残りの漁獲枠が1トンの場合には、1トンまでしか漁獲いただくことができません。

福本委員 繰り越しになるのではないですか。

水) 芳山技師 先に漁獲枠を消化するということはできません。国全体として、漁獲枠の未消化分があった場合は使わなかった分を翌年度に繰り越すということは制度としてあるのですが、先に漁獲枠を消化して、出てしまった分を翌年度の管理年度から差し引くというような制度はございません。

福本委員 枠があるときはいくら獲っても良いという話ではなかったのですか。

水) 芳山技師 年度を跨いだ繰り越しはできません。

水) 小川担当課長 例えば第1四半期に先に獲ってしまって、後で調整するということはあると思うのですが、年度内に神奈川県全体に配分されているものを超えるというのはできません。

水) 芳山技師 すみません。四半期ごとに分かれている小型魚については、例えば第1四半期で超えてしまった分については、その分を第2四半期に。

福本委員 そうではなくて、8年度と9年度という意味で言っているのですけれども、8年度の枠が4月1日に始まるわけでしょう。その時に例えば10トンの枠があったとして、20トン獲っても良いのではないですか、ということです。

水) 芳山技師 仮に、例えば4月の段階で10トンの超過が生じたとして、その結果、多くの場合は6月から7月に追加配分がありまして。

福本委員 そうではなく、そういう話はなかったですか。枠がある時は何トン獲っても良いという話ではなかったでしょうか。

水) 芳山技師 議 長 いえ、そのような話は承知しておりません。

福本委員 議 長 そのような話ではなかったと思います。

福本委員 議 長 そうでしたか。

福本委員 議 長 四半期ごとに枠を決めていますよね。枠を超えないように獲って、ただし、もし超えてしまったら次から差引くという考えが合っているかと思います。

福本委員 議 長 ですから、第1四半期にその年の分を全部獲ってしまっても良いというような話はなかったと思います。四半期ごとにやりくりすることはできますけれども。

福本委員 議 長 はい、それは分かるのです。

福本委員 議 長 ですが、もう3年ぐらい前になるのですけれども、20トンぐらい入った時があって、その時に三崎のマグロを釣る人が佐島に来て、当時4トンあったのですが、16トンは逃がして4トンだけ揚げてくれと言われたのです。その時に、20トン揚げてしまうと次の年の枠が16トン減ってしまうからやめてくれと言われて確認したのですけれども、実際獲っても良かったのですね。

福本委員 議 長 次の年から引かれるので、ペナルティはありますよね。獲っても良いという話ではなくて、たまたま獲ってしまったらその罰則を受けるということです。

福本委員 議 長 良いとか悪いということではなくて、獲ってしまったら次の年から来ないということですね。

福本委員 議 長 ですから、獲っても良いという話ではないです。獲ってしまったらどうなるかという話で。

福本委員 議 長 それでも同じなのですから、今日と同じようなことがあった場合、もし今日枠があった場合に50トン獲ってしまったら、罰則として神奈川県は3年くらい獲れなくなるわけですよね。それをやっても良いということですよ。

福本委員 議 長 良いとは言っていないですよ。たまたま獲ってしまったらそうなるという話であって、良いという話ではないのです。

福本委員 議 長 それに対しての罰則というのはないわけですよね。

水) 芳山技師      あります。漁獲枠超過に関しては、まず漁獲枠がひっ迫して間もなく超えるような状況になりますと、県から、獲るのはやめてくださいという採捕停止命令が漁業法に基づき発出されます。

福本委員      最初の日で、採捕停止命令が出ていないときの話です。

議 長      実際問題そういうことが起こり得るけれども、それが良いというわけではないということです。実際、初日だからと一気に獲ってしまって、だからもう完全に枠を超えていますよと。そうすると、その超えた分はペナルティとして、その次の年から引きますよという話ですから、獲っても良いという話とは違いますね。獲ってしまったという話ですよ。獲って良いから獲ったのではなくて、結果的に獲ってしまったということだと思います。

福本委員      言い方としてはそうなのですが、それでもこの状態だと何の意味もないので、先に獲れるか獲れないか分からないので 50 トン獲ってしまいました、獲れてしまいましたと揚げてしまえば。

議 長      それは大変なペナルティですよ。

福本委員      周りは分かりますけれども、何かあるのですか。

水) 芳山技師      まず超過した分に相当する分については、翌管理年度の漁獲枠の配分を受けられなくなります。当初配分も追加配分も受けることができなくなります。さらに、超過した分も漁獲実績と認められるかということそのようなことはなく、あくまで当初配分の数量しか実績としては認められません。その結果、刑事罰がないからという理由で漁獲を超過して水揚げをしてしまった結果、漁獲実績は伸びない、くろまぐろの操業が数年できなくなる、そういったデメリットの方がはるかに大きいので、基本的には皆様には漁獲枠の範囲で水揚げをしていただくことが、最も本県の水産業の発展のために資するというふうに考えます。

     やはり、漁獲枠というのは守っていただくために設定されているもので、基本的にはこの数量の中で水揚げをしていただかなければならないと考えております。

水) 小川担当課長      次年度の配分がなくなってしまいますから。

福本委員      何もこれから先伸びない予定なら、それくらいやった方が得なのではないですか、という話をしています。守っても何の意味もなく、何のために。

水) 小川担当課長      言いたいことは分かりますが、そうすると長期的に経営ができなくなりますし、それを全県の漁業者がやれば、そもそも配分自体が崩壊してペナルティがさらに強くなるだけなので、要は資源管理というのは、ある意味善意に基づいて運用されているものだと思うのです。

福本委員      分かりました。それでは調べて来ます、枠がある時に獲ったらどうなるのか

水) 小川担当課長  
福本委員  
議 長

を。

ペナルティの方が大きいかと思います。

はい、すみません。

今の話ですけれども、問題が2つあって、TACが決まっている以上、それをどう配分するかという話になれば、先ほど説明にあったような方法でやるしかない。他にも配分方法があるかもしれませんが。いずれにしても決まったTACの枠内でどのように配分するかを考えざるを得ないと思います。先ほどの意見は、それは理解できるとしても、過去の最大漁獲実績を使って配分を行っているという説明に納得ができないということだと思います。最大漁獲実績といっても、TACで上限が決まっているので、実際の最大の漁獲実績ではないではないか、ということだと思います。

福本委員  
議 長

はい、そうです。

ですから、それはまた話が別で、実際の最大の漁獲量がどの程度になるかについては、きちんと調べなければいけないと私は思うのです。常々言っていますように、逃がした量もなんとかして把握しないと、いつまで経ってもこういう議論をすることになってしまうと思います。大量に逃がしたと言っても、いや、そんなに逃がしていないだろうと言われてたらそれまでですし、ある程度それを証明するようなものをデータとして集める必要があると思います。データを集めるのは物凄く難しい問題だとは思いますが、例えば逃がす前に写真を数枚撮るですとか、何かそういうことをして客観的な記録を残して、それを数値化していくような方法を考えて、そういうものを蓄積して水産庁に出さないと、話を聞いてもらえないと思います。そのようなデータを集めて、水産庁も国際機関にそのような資料を提出すれば、WCPFCももっと増枠を認めたと思うのです。そういうことを水産庁はやっていないですよ。ですから、そのようなことを実施することを考えないといけません。

枠をどう大きくするかという問題と、配分されたTACを県内でどう配分するかという問題は、話が違うと思います。ですから、何らかの方法で放流したクロマグロの量が把握できるようなことを、神奈川県がスタートで良いと思うのですけれども、何とかできないものかと私は思います。

そうでないと、いつまで経ってもこの議論は解決しないと思います。

福本委員  
議 長

枠は増えないですね。増える要素がないです。

それに、そのようなデータを示さない限り、国際会議でも大幅な増枠を許可しないでしょうから。

ですから、本当にこんなに増えているのだということを、放流している量もデータとして示して理解してもらわないと、納得がいくような全体のTACの

増枠は無理かなという気がします。

他に何か御意見等あればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、それでは諮問事項の内容のとおり意義がない旨に答申することとした  
と思いますが、いかがでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのように決定いたします。

続いて報告事項（１）「太平洋広域漁業調整委員会の開催結果について」を  
議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事）竹村主事  
議長

【資料４に基づき説明】

ありがとうございました。この件につきまして、何か御意見、御質問等はご  
ざいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしい  
でしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのように決定します。

続いて、報告事項（２）「定置・区画・共同漁業権に関する資源管理状況等  
について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水）村尾主事  
議長

【資料５に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしい  
でしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのように決定します。

続いて、報告事項（３）「くろまぐろ（小型魚）に関する令和７管理年度に  
おける神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水）芳山技師  
議長

【資料６に基づき説明】

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御意見、御質問等はよろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしい

委員一同  
議 長

でしょうか。

了 承

それではそのように決定します。

続いて、報告事項（４）「油いか、油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業制限に係る委員会指示の公報登載について」についてを議題としますが、本件は報告事項（５）「宝石サンゴの採捕禁止に係る委員会指示の公報登載について」とも関連しますので、一括して議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 竹村主事  
議 長

【資料 7 に基づき説明】

ありがとうございます。

この件につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同  
議 長

了 承

それではそのように決定します。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

はい、お願いします。

鵜飼委員

少し戻ってしまって申し訳ないのですが、先ほど資源管理方針の諮問の中で、くろまぐろの漁獲報告の期限が変わるとありましたね。流適法の関係で。

水) 芳山技師  
鵜飼委員

はい。

この理由について、流適法がなぜ今回このような手続きに変わったのか教えていただけますでしょうか。

水) 芳山技師

水産課の芳山からお答えいたします。

まず、くろまぐろが水産流通適正化法の対象になった背景としましては、かつて青森県の大間におきまして、TAC報告をしないで水揚げしたくろまぐろが市場外で流通するという事件が発生いたしました。これを受けて、不正に利益を得た漁業者、水産流通業者等が多く摘発されるというような事態がありまして、厳格に漁獲管理をしている魚種については、きちんと水揚げから消費者に届くまでを追跡できるような制度を確立するというようなこととなりました。そこでまず、水揚げしたものが、くろまぐろ大型魚につきましては3日以内に報告していただくとともに、その水揚げ情報を取扱事業者にも伝達するというようなスキームができることとなりまして、そのために漁獲報告の期限が短くなったという背景がございます。

鵜飼委員  
議 長

分かりました。ありがとうございます。

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、本日の委員会はこれで閉会といたします。次回は3月25日水曜日  
14時からの開催予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。